特許庁が昭和五六年五月二九日同庁昭和五五年審判第一五六三一号事件についてした審決を取消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

主文同旨の判決。

二被告

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告負担とする。」 との判決。

第二 当事者の主張

(原告の請求の原因)

一 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和四五年六月二九日、「C・K」の欧文字を上段に、「シーケー」の 片仮名文字を下段に左横書に表示してなる構成の商標(以下「本願商標」とい う。)につき、第一七類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品として商標登録 出願(昭和四五年商標登録願第六八二五五号)したところ、昭和四六年一二月八 日、藤倉ゴム工業株式会社から異議申立があり、昭和五五年六月二六日、拒絶査定 を受けたので、同年八月二五日、審判を請求し、昭和五五年審判第一五六三一号事 件として審理されたが、昭和五六年五月二九日、「本件審判の請求は成り立たな い。」との審決があり、その謄本は、同年六月二五日、原告に送達された。 二 審決の理由の要点

本願商標の構成は前項のとおりであり、その指定商品は、前項のとおり出願されて、その後、昭和五五年一二月二五日付の「商標登録出願の指定商品一部放棄書」 により「寝具類」が放棄されたものである。

により「寝具類」が放棄されたものである。 ところで、登録第七八六二三七号商標(昭和四一年一二月二日登録出願、昭和四三年七月一五日登録、昭和五四年六月二八日存続期間更新登録。以下「引用商標」という。)は、「GK」の欧文字を上段に、「ジーケー」の片仮名文字を下段に横書表示してなり、第一七類「コート」を指定商品とする。

面ではなり、第一で短いでは、 では、なり、第一で短いでは、 一下」を相足的語とする。 一方では、 一方では、 で一」の称呼が生じるが、これを対比すると、ともに二音より構成され、それぞれ の音に長音符「一」を有し、異なるところは語頭の「シ」と「ジ」の清音と濁音の 差にすぎず、他の配列音を同じくするから、両商標を全体として称呼するときは、 その語韻、語調が極めて類似し、聴感相紛わしいものといわざるをえない。そうすると、 ると、本願商標と引用商標とは称呼上類似する商標であり、また、両商標の指定商 品は同一又は類似するものであることが明らかである。

したがつて、本願商標は、商標法第四条第一項第一一号の規定に該当し、登録することができない。

三 審決を取消すべき事由

1 原告は、前記のとおり審判を請求するのに併せて、本願商標の指定商品を第一七類「被服(ただしコート及びその類似商品を除く。)、布製身回品、寝具類」と補正する旨の昭和五五年八月二五日付手続補正書を提出したが、右手続補正書は、商標法第一七条により準用される特許法第六四条に規定する期間を経過しているとの理由で受理されず、前記のとおりの審決がなされるに至つたものであるところ、原告は、右審決後の昭和五六年七月一一日、「商標登録出願の指定商品一部放棄書」を特許庁に提出して、本願商標につき、その指定商品中「コート及びその類似商品」を放棄する旨を申し出た。

2 商標登録の出願人が、右出願に係る指定商品の一部について出願により生じた権利を放棄することは、審決のなされた後であつても、右出願商標につき設定登録がなされるまでは、特許庁に対する意思表示によつて自由になしうるものと解されるから、前記指定商品の一部放棄書の提出によつて、本願商標の指定商品は、第一七類「被服(ただし、コート及びその類似商品を除く。)、布製身回品」に減縮されたものである。

そうして、右放棄の効果は出願の当初に遡つて生じるものというべきであるか

ら、審決が認定した本願商標と引用商標との指定商品間における同一又は類似の関係は、出願の当初に遡つて解消されたものであり、引用商標との対比において、本願商標が商標法第四条第一項第一一号の規定に該当するとした審決の判断は誤りであつて、取消されねばならない。

仮に右一部放棄の効果が出願時まで遡及しないものであるとしても、本件審決はお取消しを免れない。すなわち、審決時点においては、いったのであるともであるとれているから、審決はなれたのであるから、審決はなれたのであるがである本訴が提起された以上、本願商品についてはないであるなお提起された以上、本願商品のではなのでは、本願の情にである。その大きのでは、本願の情にである。そのでは、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他のであるが、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他の場合は、「他のであるが、「他の場合は、「他のであるが、「他の場合は、「他のである」、「他のであるが、「他のである」、「他のであるが、「他のであるが、「他のは、「他のであるが、「他のであるが、「他のである」、「他のであるが、「他のである」、「他のであるが、「他のである」、「他のである。」、「他のである。「他のである」、「他のである」、「他のである。「他のである」、「他のである」、「他のであるとしている。「他のである」、「他のではなる。」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである」、「他のである。」、「他のである」、「他のである」、「他のである。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のでなる。」、「他のでなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる。」、「他のではなる

(請求の原因に対する被告の認否及び反論)

- 一 請求の原因一及び二の事実は認める。
- 二 同三の1の事実は認め、同2の主張は争う。

商標登録出願の放棄、取下等があつた場合は、商標法第八条第三項の規定により、右放棄、取下等は先後願の関係において初めからなかつたものとみなされるにすぎず、すべての関係において出願が初めからなかつたものとみなされる訳ではないから、これが当然に遡及効をもつとすることはできない。商標登録出願の放棄、取下等が先後願の関係以外においても一般に遡及効を有する旨の規定は、商標法には存在しない。また、審決に違法があるかどうかは、審決がされた時の状態で判断されるべきものであるから、原告が審決後指定商品の一部を放棄しても、右放棄は出願の当初に遡るものではなく、これによつて審決に違法があるとすることはできない。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 請求の原因一及び二の事実は当事者間に争いがない。

二 同三の1の事実は当事者間に争いがなく、原告は、右の指定商品一部放棄書の 提出によって、本願商標と引用商標との間の指定商品の同一又は類似の関係は出願 の当初に遡つて解消されたものであるから、審決は取消されるべきである旨主張す る。

そうすると、本願商標については、原告の主張のとおり、昭和五六年七月一一

日、「商標登録出願の指定商品一部放棄書」を特許庁に提出したことによつて、その指定商品が「コート及びその類似商品」を除外したものに出願の当初に遡つて減縮されたものであつて、右のとおり減縮されても、なお本願商標と引用商標との指定商品の間に同一又は類似の関係があることについては、なんら主張、立証がないから、結局、両商標の指定商品間における同一又は類似の関係は、本願商標の出願の当初に遡つて解消されたものというほかなく、引用商標との対比において本願商標を商標法第四条第一項第一一号の規定に該当するとした審決の判断は誤りであり、審決は違法として取消しを免れない。

三 よつて、原告の本訴請求は理由があるので正当としてこれを認容することと し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用し て、主文のとおり判決する。

(裁判官 舟本信光 舟橋定之 八田秀夫)